第8章 3階直結給水実施要領

1 目 的

この要領は、従来受水槽方式により給水していたものを、配水管の水圧を有効利用して3 階建て建築物に直結し直圧給水(以下「直結給水」という。)を行う場合の給水装置の設計及 び施工に関して取扱いを定め、給水サービスの向上と土地の高度利用を図る事を目的とする。 なお、この要領に定めのないものについては「給水装置工事に関する取扱基準指導要綱」 (以下「指導要綱」という。)によるものとする。

2 3階直結給水協議書の提出について

3 階直結給水を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に上下水道部の定める 3 階直結給水協議書(以下「協議書」という。)に必要書類を添付して協議しなければならない。

(1)協議書添付書類

位置図(案内図) A4版で、水圧測定位置を明記し、記録紙を添付する。

平面図 分岐箇所の管網図を明記する。

給水計画図

建物給水管平面図

建物給水管立体図 道路地盤から給水栓の最高位置までの高さを明記する。

3 対象範囲

対象となる建築物は3階建てとし、実施要件は下記のとおりとする。

(1) 対象地域

一戸建専用住宅及び一戸建併用住宅

分岐する箇所付近の配水管の最小動水圧が平日の 3 日間を通して 0.25MPa以上を確保でき、口径 50 mm以上の管網が形成されているか、口径 75 mm以上の配水管が布設されている地域を対象とする。

集合住宅及び併用集合住宅

分岐する箇所付近の配水管の最小動水圧が平日の 3 日間を通して 0.30M P a 以上を確保でき、口径 75 mm以上の配水管が布設されている地域を対象とする。

(2) 対象建築物

一戸建専用住宅

一世帯又は、複数世帯で使用する住宅の用に供する建築物。

一戸建併用住宅

1階~3階において、一部を住宅の用に供する以外の用途に供する建築物で、居住者自らが経営する事に限定しない。

集合住宅及び併用集合住宅

1階~3階において、全て集合住宅の用に供する建築物及び、一部店舗、事務所等住宅用以外の用途を含む建築物。

管理者が認めたもの

公共等の用に供する建築物。

ただし、建築物の階数が4階以上であっても給水装置が3階をこえる階に設置されない場合は対象とする。

- (3) 給水栓の最高の高さは、配水管の布設されている道路地盤高より10m以下とする。
- (4) 一戸当りの給水栓数の合計が30個以下のものとする。

(5) 水道メーター口径

メーター口径は次のとおりとする

メーター口径	一戸当りの給水栓及び器具数				
1 3 mm	1 室タイプ集合住宅の 1 、 2 階				
2 0 mm	1室タイプ集合住宅の3階及びその他の住宅等 1個~10個				
2 5 mm	その他の住宅等 11個~20個				
3 0 mm	その他の住宅等 21個~30個				

(6) 給水管の管径均等表

給水管の主管口径	メタ	口径
及び立ち上がり口 径	13 mm • 20 mm	2 5 mm 3 0 mm
2 0 mm	1 戸 以 下	
2 5 mm	2 戸 以 下	1 戸以下
3 0 mm	3 戸 以 下	2 戸 以 下 1 戸 以 下
4 0 mm	6 戸 以 下	4 戸 以 下 2 戸 以 下
5 0 mm	12 戸 以 下	6 戸 以 下 4 戸 以 下
7 5 mm	30 戸 以 下	16 戸 以 下 10 戸 以 下

(7) 配水管の管径

配水管口径	50 mm ~ 75 mm	100 mm以上
引込管口径	50 mm以下	75 mm以下

4 給水装置の構造

直結給水装置の構造、材質、設計、施工はこの実施要領及び、指導要綱の指針によるものとする。

5 既設受水槽から直結給水への変更について

既存建築物において、受水槽方式から直結給水へ切り替えを希望するものは別紙協議書により協議を行い、この実施要領に適合するものは変更を認めるものとする。

富士市長 宛

申 請 者 住 所 氏 名

3 階直結給水協議書(新規・変更)

記

1	設 置 場 所	富士市						
2	建物概要							
		一戸建専用	住宅	()	
		一戸建併用	住宅	()	
	集合住宅及び併用集合住宅()		
		その他		()	
3	給水装置工事申込予	定日	平成	年	月	日		

- 4 指定給水装置工事事業者名
- 5 添付書類 位置図(水圧測定位置を明記)・平面図(分岐箇所の管網を明記)・給水計画図・建物給水管計画図・建物給水管立体図(道路地盤から給水栓の最高位置までの高さを明記)